4　養護の行き届いた環境の下生命の保持や情緒の安定を図るため，幼保連携型認定こども園における教育及び保育を展開するに当たっては，次の事項に留意すること。

⑴　園児一人一人が，快適にかつ健康で安全に過ごせるようにするとともに，その生理的欲求が十分に満たされ，健康増進が積極的に図られるようにするため，次の事項に留意するものとする。

ア　園児一人一人の平常の健康状態や発育及び発達の状態を的確に把握し，異常を感じる場合は，速やかに適切に対応すること。

イ　家庭との連携を密にし，学校医等との連携を図りながら，園児の疾病や事故防止に関する認識を深め，保健的で安全な環境の維持及び向上に努めること。

ウ　清潔で安全な環境を整え，適切な援助や応答的なかかわりを通して，園児の生理的欲求を満たしていくこと。また，家庭と協力しながら，園児の発達の過程等に応じた適切な生活のリズムがつくられていくようにすること。

エ　園児の発達の過程等に応じて，適度な運動と休息をとることができるようにすること。また，食事，排泄，睡眠，衣類の着脱，身の回りを清潔にすることなどについて，園児が意欲的に生活できるよう適切に援助すること。

⑵　園児一人一人が安定感を持って過ごし，自分の気持ちを安心して表すことができるようにするとともに，周囲から主体として受け止められ主体として育ち，自分を肯定する気持ちが育まれていくようにし，心身の疲れが癒やされるようにするため，次の事項に留意するものとする。

ア　園児一人一人の置かれている状態や発達の過程などを的確に把握し，園児の欲求を適切に満たしながら，応答的な触れ合いや言葉掛けを行うこと。

イ　園児一人一人の気持ちを受容し，共感しながら，園児との継続的な信頼関係を築いていくこと。

ウ　保育教諭等との信頼関係を基盤に，園児一人一人が主体的に活動し，自発性や探索意欲などを高めるとともに，自分への自信を持つことができるよう成長の過程を見守り，適切に働き掛けること。

エ　園児一人一人の生活のリズム，発達の過程，在園時間などに応じて，活動内容のバランスや調和を図りながら，適切な食事や休息がとれるようにすること。

5　園児の健康及び安全は，園児の生命の保持と健やかな生活の基本であることから，次の事項に留意するものとする。

⑴　健康支援

ア　健康状態や発育及び発達の状態の把握

(ｱ)　園児の心身の状態に応じた教育及び保育を行うために，園児の健康状態や発育及び発達の状態について，定期的，継続的に，また，必要に応じて随時，把握すること。

(ｲ)　保護者からの情報とともに，登園時及び在園時に園児の状態を観察し，何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には，保護者に連絡するとともに，学校医と相談するなど適切な対応を図ること。

(ｳ)　園児の心身の状態等を観察し，不適切な養育の兆候が見られる場合には，市町村（特別区を含む。以下同じ。）や関係機関と連携し，児童福祉法第25条の２第１項に規定する要保護児童対策地域協議会（以下「要保護児童対策地域協議会」という。）で検討するなど適切な対応を図ること。また，虐待が疑われる場合には，速やかに市町村又は児童相談所に通告し，適切な対応を図ること。

イ　健康増進

(ｱ)　認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第５条の学校保健計画を作成する際は，全ての職員がそのねらいや内容を明確にしながら，園児一人一人の健康の保持及び増進に努めていくこと。

(ｲ)　認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第13条第１項の健康診断を行ったときは，認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第14条の措置を行い，教育及び保育に活用するとともに，保護者が園児の状態を理解し，日常生活に活用できるようにすること。

ウ　疾病等への対応

(ｱ)　在園時に体調不良や傷害が発生した場合には，その園児の状態等に応じて，保護者に連絡するとともに，適宜，学校医やかかりつけ医等と相談し，適切な処置を行うこと。養護教諭や看護師等が配置されている場合には，その専門性を生かした対応を図ること。

(ｲ)　感染症やその他の疾病の発生予防に努め，その発生や疑いがある場合には必要に応じて学校医，市町村，保健所等に連絡し，その指示に従うとともに，保護者や全ての職員に連絡し，協力を求めること。また，感染症に関する幼保連携型認定こども園の対応方法等について，あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。養護教諭や看護師等が配置されている場合には，その専門性を生かした対応を図ること。

(ｳ)　園児の疾病等の事態に備え，保健室等の環境を整え，救急用の薬品，材料等を常備し，適切な管理の下に全ての職員が対応できるようにしておくこと。

⑵　環境及び衛生管理並びに安全管理

ア　環境及び衛生管理

(ｱ)　認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第６条の学校環境衛生基準に基づき幼保連携型認定こども園の適切な環境の維持に努めるとともに，施設内外の設備，用具等の衛生管理に努めること。

(ｲ)　認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第６条の学校環境衛生基準に基づき幼保連携型認定こども園の適切な環境の維持に努めるとともに，園児及び職員が手洗い等により清潔を保つようにすること。

イ　事故防止及び安全対策

(ｱ)　在園時の事故防止のために，園児の心身の状態等を踏まえつつ，認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第27条の学校安全計画の策定等を通じ，職員の共通理解と体制づくりを図るとともに，家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行うこと。

(ｲ)　認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第29条の危険等発生時対処要領に基づき，災害や事故の発生に備えるとともに外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備え必要な対応を図ること。また，園児の精神保健面における対応に留意すること。

⑶　食育の推進

幼保連携型認定こども園における食育は，健康な生活の基本としての食を営む力の育成に向け，その基礎を培うことを目標として，次の事項に留意するものとする。

ア　園児が生活と遊びの中で，意欲を持って食にかかわる体験を積み重ね，食べることを楽しみ，食事を楽しみ合う園児に成長していくことを期待するものであること。

イ　乳幼児期にふさわしい食生活が展開され，適切な援助が行われるよう，食事の提供を含む食育の計画を作成し，教育及び保育の内容に関する全体的な計画並びに指導計画に位置付けるとともに，その評価及び改善に努めること。

ウ　園児が自らの感覚や体験を通して，自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように，園児と調理員とのかかわりや，調理室など食に関する環境に配慮すること。栄養教諭や栄養士等が配置されている場合は，専門性を生かした対応を図ること。

エ　体調不良，食物アレルギー，障害のある園児など，園児一人一人の心身の状態等に応じ，学校医，かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養教諭や栄養士等が配置されている場合は，専門性を生かした対応を図ること。